

本郷町自治会自主防災対策本部規約

- 第1条 この部は、本郷町自治会自主防災対策本部（以下「本部」という。）と称する。
- 第2条 本部の事務所は、本郷会館内におく。
- 第3条 本部は、自治会活動の一環として地震、その他の災害（以下「地震等」という。）のよる被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。
- 第4条 本部は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- 1 防災に関する知識の普及に努めること
 - 2 地震などに対する災害予防に関すること
 - 3 地震等発生時における情報の収集、伝達、初期消火、救護、避難、誘導等応急対策に関すること
 - 4 防災訓練の実施に関すること
- 第5条 本部の役員は、本郷町自治会役員をもって構成する。
- 第6条 本部に次の役員をおく。
- | | | |
|--------|-----|----------------|
| 本部長 | 1名 | (自治会長) |
| 副本部長 | 4名 | (自治会副会長、運営委員長) |
| 区対策部長 | 6名 | (各区長) |
| 区対策副部長 | 若干名 | (各副区長) |
| 区対策役員 | 18名 | (各区運営委員) |
| 区対策委員 | 若干名 | (各区隣組長) |
| 本部役員 | 若干名 | (自治会役員) |
- 2 役員は自治会役員が担当する。
 - 3 役員の任期は自治会会則に定める期間とする。
- 第7条 役員の任務は次のとおりとする。
- 1 本部長は、本部を代表し、地震等の災害時の活動の指揮命令を行う。
 - 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長事故あるときはこれを代行する。
 - 3 区対策部長は、本部長の指示により区内を統括する。
 - 4 区対策副部長は区対策部長を補佐し、対策部長事故あるときはこれを代行する。
 - 5 区対策役員は、区対策部長の指示により区内の運営にあたる。
 - 6 区対策委員は、各隣組長の窓口となり、事業の遂行にあたる。
- 第8条 本部は、総会及び防災会議を開催する。ただし、総会は自治会総会による。
- 1 防災会議は次のとおりとする。
 - (1) 幹事会 第6条の(1)から(4)の役員で構成する。
 - (2) 役員会 第6条全員により構成する。
 - 2 防災会議は、次の事項を審議し、実施する。
 - (1) 本部の目的遂行について
 - (2) 総会に提出する立案計画について
 - (3) その他、特に必要と認める事項
- 第9条 本部は、地震等による災害から地域住民の安全を守るため防災計画を作成する。
- 1 地震等の発生時における防災組織及び任務の分担に関すること
 - 2 その他、防災に必要な事項
- 第10条 本部は、第3条の目的遂行のため、必要に応じ北区防災関係機関の指導、協力及び応援を求めるものとする。

第11条 本部の経費は、次による。

- 1 自治会予算
- 2 その他

第12条 本部の会計年度は、自治会の会計年度とする。

第13条 本部の会計監査は、自治会会計監査がこれにあたる。

第14条 本部の規約は、自治会総会で議決、変更するものとする。

附則 この規約は、昭和58年1月1から施行する。

附則 この規約は、平成18年4月29から施行する。

(四：別表)

種別	種別	種別	種別
000-1	000-2	000-3	000-4
000-5	000-6	000-7	000-8
000-9	000-10	000-11	000-12
000-13	000-14	000-15	000-16
000-17	000-18	000-19	000-20

(四：別表)

種別	種別	種別	種別
000-1	000-2	000-3	000-4
000-5	000-6	000-7	000-8
000-9	000-10	000-11	000-12
000-13	000-14	000-15	000-16
000-17	000-18	000-19	000-20